

## 浦安市基幹相談支援センター運営事業者の選定結果について

浦安市は、浦安市基幹相談支援センターの運営を行う事業者の公募を行い、書類審査及び申請者のヒアリングを実施した結果、次の者を運営事業者として選定しました。

※ただし、本事業は、平成25年度当初予算の審議を経て、予算議決後に事業実施が確定します。

### 1 選定事業者

千葉県浦安市今川一丁目14番52号  
社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも  
理事長 西田良枝

### 2 募集経過

- (1) 申請者数 1事業者
- (2) 申請者名 社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも
- (3) 選定までの日程
  - ア 申込書類の配付 平成24年9月3日（月）～9月14日（金）
  - イ 質問事項の受付 平成24年9月18日（火）～9月24日（月）
  - ウ 質問事項の回答 平成24年9月28日（金）
  - エ 申込書の受付 平成24年10月1日（月）～10月12日（金）
  - オ 選定審査会 平成24年10月31日（水）

### 3 募集業務内容

- (1) 法第77条第1項第1号に規定する相談支援事業  
地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うとともに、障がい者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業。
- (2) 法第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センターに係る事業  
地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者相談

支援事業及び身体障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号、知的障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第49条第1項に基づく相談等の業務を総合的に行う。

(3) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

・経過的处理

(1) 障害者自立支援法第51条の14第1項に規定する一般相談支援事業、及び同法第51条の17第1項第1号に規定する特定相談支援事業、児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する障害児相談支援事業を行う。

(2) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

ア 現に障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設若しくは療養介護事業所に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対する入居支援及び居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整

イ 24時間支援

夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等必要な支援を行う。

※1 ただし、上記(1)及び(2)については、地域の相談支援の実施体制が整備されるまでの間、経過的に実施できるものとする。

※2 その他提案として、地域の障がい者福祉の向上にとって、基幹相談支援センターが行う事業で効果的と思われる事業の提案を求めている。

3 選定理由

上記業者は、現在、市から総合相談支援事業を受託しており、また、これまでの幅広い事業運営実績を生かして、市が示している基幹相談支センターの機能・役割に係る基本事業を包含した、事業展開の方向性を示している。

また、地域における課題やニーズを的確に捉えたうえで、必要な事業提案を考えており、職員確保も、同法人の実績から問題ないものと考えられる。

それらを総合的に評価した結果、上記申請者を運営事業者として選定した。

#### 4 評価結果

評価項目 (配点)	申請者
	社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも
方針目的 (120 点) 経営方針・応募の理由	99 点
管理運営 (360 点) 基幹相談支援センター運営方針 緊急時の対策、対応等 職員体制職員配置計画、職員シフトについて 職員人材育成について 実績等 障害福祉サービス等提供実績	290 点
事業への取組み (240 点) 事業についての考え方及び事業計画について	197 点
収支予算書 (80 点) 事業の収支予算	59 点
合 計 (800 点)	645 点

\* 点数は、審査会委員 8 名の合計点